

記載例

給与支払報告書「個人別明細書」について

受給者の氏名、フリガナ、生年月日を必ず記載してください。また、中途退職者分につきましても提出いただくことになっておりますので、ご協力のほど
よろしく願いいたします。給与支払報告書「個人別明細書」は、所轄の税務署で入手することができます。

- ・普通徴収に切り替える方は、普通徴収切替理由書にて選択された略号（A～F）を摘要欄に記載してください。（普通徴収切替理由書も併せて提出してください。）
- ・1名につき1枚をお送りください。（副本は不要です。）

令和8年1月1日現在の住所を確認し、正確に番地まで記載してください。

年末調整の適用を受けており、本人の合計所得金額が1000万円以下、配偶者の合計所得金額が58万円以下(※)の場合、有に必ず○をつけてください。

前職(他社)分給与を合算して年末調整した方は、前職(他社)分の『給与支払額』と『社会保険料』を必ず摘要欄に記載してください。

普通徴収に切り替える方は、普通徴収切替理由書にて選択された略号(A～F)を必ず摘要欄に記載してください。

(源泉・特別)控除対象配偶者・扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)を記載してください。

乙欄該当のため、普通徴収に切り替える方は、摘要欄に“普通徴収:B”と記載し、普通徴収切替理由書と併せて提出してください。(摘要欄の記載がなく、理由書の提出がない場合、特別徴収となることがあります。)

支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。

個人番号(マイナンバー)を記載してください。

16歳未満の扶養親族がいる場合は、住民税の計算上必要となりますので、必ずその人数の合計を記載してください。

16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)を記載してください。

※令和8年度(令和7年分)から、所得税の基礎控除の引き上げ、給与所得控除の見直し、扶養控除の所得要件の見直し、特定親族特別控除の創設等が行われます。詳細は、年末調整のしかたや国税庁ホームページ、所轄の税務署へ確認して記入して下さい。

【提出期限】
令和8年1月末日(期限厳守)

【提出先】
〒312-8501
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市 税務事務所 市民税課

受給者		支払者	
氏名	フリガナ	氏名	フリガナ
茨城 太郎	イバラキ タロウ	茨城 太郎	イバラキ タロウ
住所	茨城県ひたちなか市東石川2-10-1	住所	茨城県ひたちなか市東石川2-10-1
生年月日	昭和56年8月22日	生年月日	昭和56年8月22日
個人番号	123456789111	個人番号	123456789111
支払金額	4,755,017	支払金額	4,755,017
所得控除の合計額	3,361,600	所得控除の合計額	3,361,600
源泉徴収税額	2,237,124	源泉徴収税額	2,237,124
配偶者(特別)控除の額	380,000	配偶者(特別)控除の額	380,000
扶養親族等の数	1	扶養親族等の数	1
特定親族特別控除の額	692,257	特定親族特別控除の額	692,257
社会保険料等の金額	71,867	社会保険料等の金額	71,867
生命保険料の控除額	33,000	生命保険料の控除額	33,000
地震保険料の控除額	56,200	地震保険料の控除額	56,200
住宅借入金等特別控除の額	210,000	住宅借入金等特別控除の額	210,000
住宅借入金等特別控除の適用回数	1	住宅借入金等特別控除の適用回数	1
前職(他社)分給与を合算して年末調整した方は、前職(他社)分の『給与支払額』と『社会保険料』を必ず摘要欄に記載してください。		前職(他社)分給与を合算して年末調整した方は、前職(他社)分の『給与支払額』と『社会保険料』を必ず摘要欄に記載してください。	
普通徴収に切り替える方は、普通徴収切替理由書にて選択された略号(A～F)を必ず摘要欄に記載してください。		普通徴収に切り替える方は、普通徴収切替理由書にて選択された略号(A～F)を必ず摘要欄に記載してください。	
(源泉・特別)控除対象配偶者・扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)を記載してください。		(源泉・特別)控除対象配偶者・扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)を記載してください。	
乙欄該当のため、普通徴収に切り替える方は、摘要欄に“普通徴収:B”と記載し、普通徴収切替理由書と併せて提出してください。(摘要欄の記載がなく、理由書の提出がない場合、特別徴収となることがあります。)		乙欄該当のため、普通徴収に切り替える方は、摘要欄に“普通徴収:B”と記載し、普通徴収切替理由書と併せて提出してください。(摘要欄の記載がなく、理由書の提出がない場合、特別徴収となることがあります。)	
支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。		支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。	